

平成30年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分144所属（年間定例監査対象所属数260所属）

2 監査対象期間 平成29年度

3 監査の実施期間 平成30年4月19日～9月4日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「郵便切手類に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 0件 指導事項 92件 注意事項 54件 意見 0件 合計 146件

（区分毎の内訳は、別添県公報参照）

《参考》：平成29年度上期の定例監査結果》

指摘事項 2件 指導事項 93件 注意事項 43件 意見 1件 合計 139件

7 指導事項の主な内容

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 収入 (40件) | 収入未済 (32件) など |
| (2) 支出 (9件) | 補助金の実績報告書が適切に行われていなかったもの (5件) など |
| (3) 給与 (4件) | 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの (2件) など |
| (4) 物品 (8件) | 物品管理が適正に行われていなかったもの (7件) など |
| (5) 財産 (17件) | 取得用地の未登記 (10件) など |
| (6) 契約 (5件) | 契約書の記載内容に不備があったもの (4件) |
| (7) 工事 (1件) | 公共工事の契約内容が適切に運用されていなかったもの (1件) |
| (8) 重点事項 (6件) | 郵便切手類に係る事務が適切に行われていなかったもの (6件) |
| (9) その他 (2件) | 公営企業会計における振替処理が適切に行われていなかったもの (1件) など |

8 注意事項の主な内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 収入 (5件) | 債権管理が適切に行われていなかったもの (2件) など |
| (2) 支出 (6件) | 現金領収簿の記載の不備 (1件) など |
| (3) 給与 (5件) | 通勤手当の認定における記入ミス (4件) など |
| (4) 物品 (3件) | 主要備品に備品シールが貼付されていないもの (1件) など |
| (5) 財産 (2件) | 使用許可において公有財産台帳に正しく反映されていないもの (1件) など |
| (6) 契約 (10件) | 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの (3件) など |
| (7) 工事 (3件) | 設計書の積算に誤りがあった (設計書の変更で対応した) もの (1件) など |
| (8) 重点事項 (19件) | 郵便切手類受払簿への記載が適切に行われていなかったもの (18件) など |
| (9) その他 (1件) | 事業会計の決算書に誤りがあったもの (1件) |